

「首里城古事の森」施業方針

1 「首里城古事の森」の施業方針策定の背景

沖縄の歴史的建造物であり、世界文化遺産として登録された首里城跡に復元された首里城は、創建以来の記録から一定の周期で大改修が行われ、その都度大量の木材が使われているところである。しかしながら、沖縄の森林の資源量の現状や素材生産量が少ない状況等から、必要量すべてを地元産材により充足するには困難な実態にあることも確かである。

そのような中、地産地消、適材適所、歴史的観点から地元県産材による首里城用材をできる限り計画的に生産していくこと、また、従前からの木材供給基地で、主要な林業振興地域でもあるやんばる地域の国有林から供給することを目的に、その一部を「古事の森」制度を導入して対応するのが妥当として、「首里城古事の森」（以下、「古事の森」という。）が現地国有林内に平成 20 年 11 月に設定されているところである。

一方、現在、南西諸島は、沖縄島北部（以下、「やんばる地域」という。）のほか 3 島嶼域の自然度の高い地域について、日本で 5 番目の世界自然遺産地域への登録が見込まれていること、長く米軍訓練場であったやんばる地域の一部区域が返還されたことを機に、新たな保護林「やんばる森林生態系保護地域」が平成 29 年 12 月に設定されたこと、国立公園の拡張も予定されていることなど、「古事の森」周辺の保護が強化されたこと、さらに、「古事の森」は、今後、面積拡充する予定があることなど最近のやんばる地域や「古事の森」を取り巻く状況にいくつかの変化があったことから、先般、開催された平成 29 年度第 3 回保護林管理委員会（平成 29 年 10 月開催）の中で、「古事の森」の今後の施業のありかたを具体的に示しておく必要があるのではないかと提言がなされたところである。

2 施業方針

「古事の森」設定地域は、生物多様性に富む広大な常緑広葉樹林に周囲を取り囲まれ、森林生態系保護地域に隣接するなど貴重な森林生態系が残された地域でもある。これらを踏まえ、成林利用されるまでの間は、周囲の森林生態系、自然環境への影響を考慮し、必要最小限の施業を行うこととする。

また、成林までの各遷移段階についてもやんばる地域に存する多様な生態系の一部を担う森林と捉え、将来は針広混交林へ誘導していくこととし、具体的施業方針としては、育成複層林施業の考え方を導入し、「古事の森」設定の趣旨に照らして、循環的な利用となるよう以下に示す生育段階毎にきめ細かな施業を行うこととする。

(1) 育成樹種

首里城修復用材として想定する植栽樹種として、在来の樹種であり、周辺の保護林に生育している樹種でもあるイヌマキ、オキナワウラジロガシ、イジュ等の沖縄において有用とされる高木樹種を植栽する。

(2) 基本的な施業方法

上記施業方針案の趣旨に照らして、生育段階毎にきめ細かな施業を行い、利用伐期については、当面、利用径級を考慮して、最低 100 年生以上を想定した施業体系を構築していくものとする。

なお、現地は、平成 20 年から 3 年間イヌマキ計 500 本、オキナワウラジロガシ計 230 本、イジュ 50 本が植栽されており、現状は幼齢木段階である。その後、森林環境教育もかねて、地元小学生等とともに下刈り、数回の施肥、除間伐が行われてきた経緯がある。今後、現在の面積 2.49ha から、5.64ha に拡充する予定であり、拡充部分についても植栽、施業が行われる予定である。

①植栽後初期段階（幼齢木段階）

植栽木が草本等による被圧を受けている間、植栽木の苗木（幼齢木）を雑灌木等被圧から守るため、下刈り作業を行い生育促進補助作業を実施する。（下刈り不要林齢・樹高（2 m程度）に達するまで）

植栽木等の生育に支障となる、草本、雑灌木、つる類の除去を行うが、ただし、支障とならない植栽目的樹種以外の樹種で一定の大きさに成長している場合、生物多様性確保の観点、気象害緩和効果も考慮し、共存（残存）もあるものとする。

また、既往の試験結果から、林分の相対照度を 10%以上にするとイヌマキの生育に有効とされていることも考慮する。作業歩道等の作設は、必要最小限にとどめる。

②幼齢木の期間後（若齢木段階）

間伐以前の成木（壮齢木=高木になる段階）前の若齢木、未だ樹高成長、直径成長が旺盛な成長段階。

目的有用樹種（イヌマキ、オキナワウラジロガシ、イジュ等）に対し、周辺木が著しい被圧害を与えているか、将来の生育が望めないことが明らかな場合、除伐、除伐Ⅱ類による施業を行う。作業用歩道の作設は最小限とする。

③成木（高木）段階

成木段階前期と後期に分けて、それぞれ適切に行う。

成木とは、その林分内の上層木が最終的に達しうる樹高に到達したと考えられる成長段階を言い（周囲の天然林と比較して判断）、これ以上の樹高成長は

見込めないと判断される段階。

ア 成木段階前期

成木段階前期は林床が暗くなり、成木に近づいた段階であるが、樹高成長はまだ続くと思われる段階。さらに成木に近づけるため、必要に応じて間伐を行うが、この段階での伐採・搬出に当たっては、元人工林であったことから、既往の作業道や周囲に既存の隣接道がある場合には、可能な限りその活用を行うこととし、作業道を新たに作設する場合にあっても、必要最小限とするとともに、線形は地形に沿った環境配慮型の作業道とし、将来の利用線を想定したものとする。

イ 成木段階後期（遷移後期、安定期）

成木段階後期は、目的樹種の樹高は、ほぼ上層樹高に達して後の成長は、肥大成長中心に行われる段階。（目的樹種の大径木が散在するようになり、林床にある程度光が届いている状態と認められる段階。）。

この段階に至ったと判断できる場合は、基本的に自然の推移に任せるものとし、施業は、林分の健全性を保つために必要な台風等自然災害、病虫害等による被害木の処理にとどめる。その場合でも必要最小限の施業（伐倒処理等）とする。

なお、処理対象木が生物多様性保全の観点等から残存することが望ましい場合（ノグチゲラの営巣木候補、ヤンバルテナガコガネ繁殖等その他生物多様性確保に貢献する樹洞等がある個体、気象害緩和等）は、枯損木であっても積極的に残存する。

（3）伐採及び搬出方法等

成木段階後期に達した林分は、用材の利用径級として十分な水準に達したと考えられるので、必要な時期に首里城修復に利用するため、伐採搬出を行うこととなるが、その場合は収穫方法の選択に細心の注意を払い、極力周辺森林・自然環境への影響を最小限とする作業方法を採用する。このため、例えば、単木択伐（抜き伐り）を基本に小面積皆伐はできるだけ避ける作業体系を考慮する。

具体的には、現地の地形、事業体の技術水準に照らし、林内作業車による搬出、簡易架線集材などを搬出方法を慎重に検討・選択し、伐採に伴う森林生態系への攪乱を最小限にするよう計画する。

なお、利用伐期は、成木となったイヌマキなど主要樹種の利用用途に見合う林齢がどの程度かは、現時点で特定するのは困難であるが、これまでに修復用材とされてきたものが、タイワンヒノキなどの島外の天然林資源から手当てされてきた経緯もあることやある程度の大径材でなければならぬと想定され、当面、少なくとも100年生以上の伐期で大径材供給の利用径級に達する樹齢（林齢）として

設定することとしたものである。ただし、修復等には径級の細いものも利用されると考えられるので、一律でなくともある程度多様な径級の立木が混じる林分であっても支障がないとも考えられる。

(4) 伐採搬出後

伐採搬出が行われた後は、生物多様性保全の観点、植栽(目的)樹種の残存状況、生育状況など、林分状況を踏まえて、必要に応じて天然更新、人工植栽を行い古事の森としての林分の維持に努めることとする。

(5) 伐採搬出等各段階の施業実施後の対応（PDCAサイクル）

①モニタリングの実施

施業実施後はモニタリングを実施し、施業方針等へフィードバックする。

②施業方針等への反映

首里城古事の森関係者へモニタリングの報告を含め、現地状況報告、現地検討会、意見交換等を実施して施業方針等へ反映し、あわせて、協定の森づくり活動に関する事業実施計画案等へ反映する。

本施業方針については、沖縄森林管理署と首里城古事の森育成協議会との間に「首里城古事の森づくりに関する協定書」が締結されており、この趣旨も踏まえて運用することとし、さらに、新たな知見や技術的進展が見られた場合等には、本協議会との協議の上で、柔軟に修正・見直しを行うこととする。